

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [服務規律](#) (労働者が労働契約により守らなければならない義務)

[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[社会保障](#)
[労使トラブル法律相談Q&A](#)
[労働関係法](#)
[経営全般](#)
[人間関係とコミュニケーション](#)
[ライフプラン](#)
[男女共同参画](#)
[公務員関係法](#)
[日朝の歴史](#)
[7つの習慣](#)
[中東の歴史](#)
[ボランティア活動](#)
[環境活動](#)
[社会貢献活動](#)
[自己啓発](#)
[生涯学習](#)
[外交・防衛問題](#)
[資本論](#)

### 服務規律 (労働者が労働契約により守らなければならない義務)

会社と労働契約を結び、採用されると使用者の支配下で、その指揮命令を受け働くこととなります(使用従属関係)。このことから、労働者には、労働契約、就業規則、労働協約、労働諸法、判例に基づく様々な義務が生じます。

その第一は、労務提供の義務であり、そのための業務命令に従う義務です。また、その一環としての人事異動の命令等の義務があります。そしてそれに付随するものとして、会社の設備、物品の管理、保全のための指示命令に従う義務もあります。

第二に、その会社組織の一員として、組織秩序・信用維持の義務が生じます。

以上のような使用従属関係から生じる労働者(従業員)の遵守しなければならないルールを服務規律として就業規則に規定することが必要です。

この服務規律に違反する場合は、「懲戒処分に関する規定」として就業規則に規定することが必要となります。特に、解雇に関する事項は非常にデリケートであり、退職と解雇の違いやその具体的な事項を整理区分し明確に規定化することが求められます。

無用のトラブルを防止する意味からも会社組織の秩序維持に関する事項については、常に点検整備し、時代に即応したものへ見直しが必要です。

#### 服務規律(ルール)の内容

##### 1. 労働者の就業と職場に関する事項

###### 1) 精勤等の義務

1. 始業・終業時刻を守る。
2. 出退勤の通路(通用門)、手続(タイムカードの打刻、身分証の提示、所持品検査、)を守る。
3. 制服、制帽等所定の服装をする。
4. 勤務場所に私品を持ち込まない。
5. 遅刻、早退、欠勤、休暇の届出手続を守る。
6. 離席、外出、面会の規制を守る。
7. 勤務時間中、勤務に専念する。

###### 2) 業務命令に従う義務

1. 会社の規則、通達を守る。
2. 上司の指示、命令に従う。
3. 残業命令、休日労働命令、出張命令に従う。

###### 3) 人事権に従う義務

1. 転勤、配置換え、出向、転籍の命令に従う。

###### 4) 職場秩序、安全衛生等に関する義務

1. 会社の規則、上司の命令に従う。
2. 従業員が協力して職場の風紀、秩序維持に努める。
3. 安全衛生規則を守る。
4. 喧嘩、暴行、酩酊、賭博をしない。
5. 職務上、金品を授受しない。
6. セクハラ・パワハラ行為をしない。
7. 生産性向上、社員研修等に協力する。

##### 2. 会社の施設、物品管理・保全についての規律

1. 会社の施設、物品の破損、浪費、私的利用をしない。
2. 会社施設利用のルールを守る。
3. 事業場内の政治活動、宗教活動、組合活動の規制を守る(前記4)にも該当)

##### 3. 従業員としての地位、身分による規律

1. 経歴詐欺をしない。
2. 企業の名誉、信用を失墜させない。
3. 自社、自社の商品等について誹謗中傷しない。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

▶ キーワード検索はこちら

4. 企業秘密を外部へ漏らさない。
5. 会社の許可なく兼職・兼業をしない。
6. 公職立候補、公職従事の届出・承認手続を守る。
7. 身分異動（住所変更、扶養家族の変更等）を会社に届け出る。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

▶ サイトマップ ▶ このサイトについて ▶ 個人情報保護の取組みについて

▶ ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.